

重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名称	株式会社 Bee-Hive
所在地	〒739-0041 広島県東広島市西条町寺家 6642 番地 7
電話番号	082-422-7280
代表者名	代表取締役 永見 和昭
設立年月日	平成 23 年 2 月 9 日

2. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションはちみつ
所在地	〒725-0301 広島県豊田郡大崎上島町中野 5522 番地 6
電話番号	0846-62-3120
サービスの種類	訪問看護 介護予防訪問看護
介護保険事業所番号	第 3463990048 号
医療保険事業所番号	第 3990048 号
管理者氏名	畑中 久美子
サービス提供地域	広島県豊田郡大崎上島町全域
開設年月日	令和 6 年 4 月 1 日

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すとともに、介護する方の負担軽減を図るよう、適切な訪問看護サービスを提供する事を目的とします。

(2) 事業の運営方針

利用者の心身の状態や家庭環境等を踏まえ、利用者や家族等の意思や人格を尊重し、介護保険法やその他の関係法令、及びこの契約に基づき、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービス等と連携を図り、利用者の立場に立った総合的なサービスの提供に努めます。

4. 事業所の職員体制

職種	従事するサービスの内容等	人員
管理者 (看護師)	事業所従業員の管理と、業務実施状況の把握、管理を一元的に行います。 利用者に対する訪問看護の提供（兼務）と、関係機関との連携も行います。	1 名
看護師 等	利用者に対する訪問看護の提供と、主治医等関係者との連携を行います。	2 . 5 名 以上

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (祝日、8月15日、12月31～1月3日を除く)
営業時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

ただし、上記以外でも緊急時対応いたします。

6. サービス利用料及び利用者負担

- (1) 利用料は、料金表に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。
- (2) 利用者に提供する利用料として、介護保険利用の場合は、介護保険法に規定する居宅介護サービス費若しくは、介護予防サービス費（以下サービス費とする）の支給対象となる額の支払いを、利用者から受けるものとします。
利用者負担金は「法定代理受領（現物給付）」の場合については、1割もしくは2割もしくは3割となりますが、居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、一旦契約者が利用料の全額（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割もしくは8割もしくは7割）を請求することとなります。その他の保険の場合も関係する法令に従い請求する事となります。
- (3) 負担金その他の費用は、サービス提供ごとに計算し利用月ごと合計金額によりご請求いたします。請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月中旬頃に利用者宛てにお届けいたします。
- (4) 負担金その他の費用のお支払い方法は、利用者のご指定金融機関の口座から口座振替にてお支払いいただくか、集金又は法人指定口座への振込にて行います。
口座振替の場合は、指定書式へのご記入をお願いいたします。手続きにはお時間を頂く場合がございますので、手続きが完了するまでは現金か法人口座への振込みとなりますので、ご了承下さい。法人指定口座の場合は、請求書と合わせてお知らせいたします。
- (5) お支払いを確認いたしましたら領収書を発行いたしますので、大切に保管をお願い致します。

7. キャンセル

利用者が予定していたサービスの利用を中止する場合は、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先 訪問看護ステーションはちみつ

電話番号 0846-62-3120

※当日のキャンセルにつきましては一回につき 2,000 円のキャンセル料を頂きますのでご了承ください。ただし、体調の急変による受診する場合のキャンセルは含みません。

8. 緊急時等の対応

サービスの提供にあたり体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、居宅介護支援事業所等に連絡します。

緊急連絡先	氏名 (続柄) TEL
	氏名 (続柄) TEL
	*できるだけ繋がりやすい番号をお知らせください
主治医	医療機関名 医師名 TEL
居宅介護支援事業所 (介護認定を受けている場合)	居宅介護支援事業所名 担当ケアマネ TEL

9. 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医、市町村、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 訪問看護の提供により発生した事故により利用者の生命、身体、財産などに被害が生じた場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。
- (3) 事故が発生した場合、原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。

10. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社 日本商工会議所

保険名 超ビジネス保険（事業活動包括保険）

11. 災害等発生時及び感染症蔓延時の対応

- (1) 災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し職員の安全を確保したうえで、主治医や関係機関との連携のもと、利用者の安否確認や支援、必要な訪問を行います。また、災害状況によっては地域の被災者への支援も行います。

- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、感染予防対策を講じて必要な訪問を行います。

1 2. 秘密の保持

本事業所職員は、当該事業を行う上で知り得た、利用者又は家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

1 3. 相談・苦情の処理

利用者からの相談・苦情については、「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（別紙1）」に基づき適切に処理します。また、行政の窓口として以下でも可能です。

介護 保険	大崎上島町 健康福祉課 保険係	広島県豊田郡大崎上島町木江4968番地 TEL：0846－62－0301 FAX：0846－62－0304
	国民健康保険団体連合会	広島県広島市中区東白島町19番49号 （国保会館） TEL：082－554－0770 FAX：082－511－9120
医療 保険	広島県医療安全支援センター 医療介護基盤課 医療施設グループ	広島県広島市中区基町10番5号 （広島県庁） TEL：082－513－3058

1 4. 人権擁護、虐待防止と不適切な対応防止

- (1) 利用者等の人権の擁護・虐待等ハラスメントについては、「利用者の虐待防止のために講ずる措置の概要（別紙2）」に基づき適切に対応します。
- (2) 本事業所職員に対する暴言、暴力、嫌がらせ、ハラスメント行為等に対しては、関係者間での協議を行いますが、そのうえでも尚解決困難で健全な信頼関係を築くことが困難と判断した場合は、行政及び主治医、居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合があります。

1 5. その他運営に関する留意事項

- (1) 事業所は、看護師等の社会的使命を十分認識し、職員の資質向上のため研修の機会を設け、業務体制を整備します。
- (2) 事業所の職員は、常に清潔の保持、健康状態の管理を行い、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。また、感染予防のためにご自宅の手洗いを使用させていただく場合があります。
- (3) 訪問看護には医師の指示書が必要です。医師の指示の確認が不明な場合は事業所から依頼をする事も可能ですのでご相談下さい。
- (4) 契約期間中に被保険者証の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに事業所にお知らせ下さい。
- (5) ケアや処置で使用した物品のうち非感染性物品（医療廃棄物以外）は、利用者宅での破棄をお願いいたします。

- (6) 訪問看護師は受け持ち制ではないので、一人に固定する事も指名する事はできませんのでご了承ください。
- (7) 現金や貴重品は、職員の訪問中は目の届かないところに保管していただき、基本的に領収書を準備している利用料以外は受け取りませんので、ご了承ください。
- (8) 職員及び事業所に対しての飲食等の提供や、金品等の提供はお断りいたします。

【備考】

訪問看護の場合は介護保険が優先されますが、下の方は医療保険となります。

- ① 40歳までの医療保険加入者
- ② 40歳以上、又は65歳以上で介護保険（要支援・要介護）に該当しない方
- ③ 介護保険の認定者で、主治医指示書上16特定疾病（＊）の病名がある方、精神科訪問看護の利用期間にある方、急性増悪期等で特別指示書期間の方、外泊中の入院患者の方

＊ 16 特定疾病

○末期の悪性腫瘍 ○多発性硬化症 ○重症筋無力症 ○スモン ○筋委縮性側索硬化症 ○脊髄小脳変性症 ○ハンチントン病 ○進行性筋ジストロフィー症 ○パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。） ○多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群） ○プリオン病 ○亜急性硬化性全脳炎 ○ライソゾーム病 ○副腎白質ジストロフィー ○脊髄性筋委縮症 ○慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ○後天性免疫不全症候群 ○頸髄損傷 ○人工呼吸器を使用している状態

【別紙 1】

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所名	訪問看護ステーションはちみつ
サービス種類	訪問看護 介護予防訪問看護

措置の概要
1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置 1) 相談・苦情受付窓口 訪問看護ステーションはちみつ 広島県豊田郡大崎上島町中野 5522 番地 6 TEL : 0846-62-3120 Fax : 0846-62-3521 2) 相談・苦情受付時間 営業日時以外は電話転送体制を整備 3) 相談・苦情受付担当者 畑中 久美子 (担当者不在の場合も他職員が対応し速やかに管理者へ報告する体制を整備している) 4) 苦情解決責任者 永見 和昭 (TEL : 082-422-7280 Fax : 082-422-7281) 2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 1) 処理体制 ①相談・苦情対応受付担当者による詳細の確認 ②必要時苦情解決責任者を含めて検討 ③上記での処理困難な場合は第三者委員会や保険者である市町、国保連等へ相談し、指導・助言を得て解決方法を模索する 《第三者委員会》 ・鶴田 征也（医療法人葵会事務長） ・宇原 浩二（社会保険労務士） 2) 手順 ①苦情があった場合は相談・苦情受付担当者が、本人・家族等の相談者より事情を詳細に確認すると共に、当該担当職員からも事情を確認する。 ②相談・苦情責任者は、苦情の内容を苦情解決責任者に速やかに報告すると共に、相談・苦情受付担当者が必要と判断した場合には、速やかに事業所全体で検討会議を行う。 ③検討会議での検討・決定内容は、速やかに相談者に報告する。 ④一連の内容を記録する。 3. その他 相談・苦情の記録については、職員全員が閲覧できる場所に保管する。

令和 7 年 4 月改定

【別紙 2】

利用者等の虐待の防止のために講ずる措置の概要

事業所名	訪問看護ステーションはちみつ
サービス種類	訪問看護 介護予防訪問看護

措置の概要
1. 発見者からの相談又は虐待防止に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置 1) 相談受付窓口 訪問看護ステーションはちみつ 広島県豊田郡大崎上島町中野 5522 番地 6 Tel : 0846-62-3120 Fax : 0846-62-3521 虐待防止責任者（虐待防止委員会担当者）：管理者 畑中久美子 2) 相談受付時間 営業日 8 : 30～17 : 30 営業日時以外は電話転送体制を整備 （担当者不在の場合も他職員が対応し速やかに管理者へ報告する体制を整備している） 2. 虐待防止等を適切に対応するための体制・手順 虐待が疑われる事案の発見・相談があった場合、関係機関と連携を図り迅速かつ適切に対応する。 1) 処理体制 ①虐待防止責任者と虐待防止委員会による詳細の確認 ②虐待と認められる場合は、保険者である市町、国連等へ通報し、指導・助言を得て対応策を模索すると共に、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する対応をとる。 ③虐待者が職員の場合は、法人代表に報告すると共に厳正に対処する。 2) 手順 ①虐待の相談を受けた場合や虐待の可能性を認知した場合、虐待防止責任者は本人・家族等より事情を詳細に確認すると共に、職員からも事情を確認する。 ②虐待防止責任者は直ちに虐待防止委員会を開催し、客観的な事実確認と検討会議を行う。 ③虐待の緊急性が高い場合は、直ちに地域包括支援センターや保険者等に報告し、必要時は警察の協力を仰いで被虐待者の権利と生命の保全を最優先した行動をとる。 ④一連の流れを関係者で共有すると共に、原因と再発防止策を委員会で検討する。 3. その他 ・虐待防止委員会は法人内訪問事業部で共同委員会（虐待防止委員会）を設置する。 ・職員に対して、虐待防止のための研修会を年 1 回以上、及び職員採用時に行う。 ・職員のストレスを把握し、必要に応じて負担軽減等の対応を行う。 ・認知症看護等の知識や技術向上を図るための研修機会を確保する。 ・家族や介護者に対して、介護者による虐待の理解促進のための支援や啓発活動を行う。 ・職員間の連携を密にとり、小さな気づきから共有するよう日頃から心がける。

令和 7 年 4 月制定

1. 基本単価（准看護師の場合は1回につき90／100相当の単位数）

サービス内容	訪問看護費	介護予防訪問看護費
20分未満 (注) 週に1回以上の定期的訪問看護が行われておりかつ24時間体制で医療処置を実施した場合	314単位	303単位
30分未満	471単位	451単位
30分以上60分未満	823単位	794単位
60分以上90分未満	1,128単位	1,090単位
理学療法士等による訪問 (1回20分以上 週6回まで) (注) 20分×1回、2回、3回と表記	294単位	284単位

2. 訪問看護費の加算

加算名	内容		単位、割合
夜間・早朝加算	夜間：１８時～２２時		基本単位の２５％増/回
	早朝：６時～８時		
	深夜：２２時～６時		基本単位の５０増/回
複数名訪問加算（Ⅰ）	同時に看護師等との訪問	３０分未満	２５４単位/回
		３０分以上	４０２単位/回
複数名訪問看護（Ⅱ）	同時に看護補助者との訪問	３０分未満	２０１単位/回
		３０分以上	３１７単位/回
（備考）複数名訪問看護の基準 ①利用者の身体的理由（重度、体重等）で１名の援助が困難な場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等危険を伴う場合 ③その他、状況から判断して①、②に準ずる場合 ④利用者、家族の同意を得ている場合			
長時間訪問看護加算	特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）が対象者 訪問看護の所要時間が９０分に引き続き訪問看護を行う場合		３００単位/月
特別地域訪問看護加算	特別地域に所在する事業所が対象 （離島振興対策実施地域：大崎上島町全域が対象）		１５％/回
特別管理加算（Ⅰ）	次の状態にある利用者 ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている ・在宅気管切開患者指導管理を受けている ・気管カニューレを使用している ・留置カテーテルを使用している		５００単位/月

特別管理加算（Ⅱ）	次の状態にある利用者 ・在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている ・人工肛門又は人工膀胱を設置している ・真皮を越える褥瘡 ・点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる	２５０単位/月
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	２４時間いつでも電話連絡が可能で、看護に関する相談に応じ、必要時には緊急訪問を行う。	５７４単位/月
ターミナルケア加算（要支援者は対象外）	自宅等で終末期を過ごしたいと希望される場合、少しでも安心、安楽に過ごされるように看護体制や多職種連携の強化を整え、死亡日を含む１４日以内に２日以上訪問看護を実施している場合（医療機関への搬送後２４時間以内の死亡を含む）	２，５００単位
初回加算（Ⅰ）	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院等からの退院日に初回の訪問を行った場合	３５０単位
初回加算（Ⅱ）	新規に訪問看護計画を作成した場合	３００単位
介護職員等処遇改善加算	介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質向上等のとりくみを行った場合	１．８％加算
退院時共同指導加算	病院、介護老人保健施設、介護医療院に入院又は入所中の利用者が、退院又は退所に当たり主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、内容を文章で提供した場合（特別管理加算対象者は２回まで）	６００単位/回
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護員等が医師の指示のもとに行う特定行為業務を円滑に行うための支援	２５０単位/月
遠隔死亡診断補助加算（要支援者は対象外）	専門の研修を受けた看護師が、主治医の指示に基づいて、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合（事前同意が必要）	１５０単位/回

【医療保険】 訪問看護ステーションはちみつ 訪問看護利用料金表（金額は１０割の場合）

令和８年６月現在

１．療養費用の負担額

後期高齢者医療費保険の方	１～３割負担	
その他の医療保険の方	被保険者証に記載の割合	３割負担
重度障害		回数、上限額設定
公費負担医療制度 （特定医療、被爆者健康手帳等）		上限額設定もしくは無料

２．訪問看護基本療養費

訪問看護基本療養費 （Ⅰ）	保健師、助産師、看護師		週３日目まで ５，５５０円	週４日目以降 ６，５５０円
	准看護師		週３日目まで ５，０５０円	週４日目以降 ６，０５０円
	理学療法士等		５，５５０円	
厚生労働大臣が定める疾病等（別表第７：注１）と特別管理加算（別表第８：注２）対象者は、週４回以上算定可能				
訪問看護基本療養費 （Ⅱ） 「同一建物居住者」 の同一日に複数の訪問看護利用者がいる 場合	保健師、助産師、 看護師	同一日２人	週３日目まで ５，５５０円	週４日目以降 ６，５５０円
		同一日３人 以上９人以下	週３日目まで ２，７８０円	週４日目以上 ３，２８０円
	准看護師	同一日２人	週３日目まで ５，０５０円	週４日目以上 ６，０５０円
		同一日３人 以上９人以下	週３日目まで ２，５３０円	週４日目以上 ３，０３０円
	理学療法士等	同一日２人	５，５５０円	
		同一日３人 以上９人以下	２，７８０円	
厚生労働大臣が定める疾病等（別表第７：注１）と特別管理加算（別表第８：注２）対象者は、週４回以上算定可能				
訪問看護基本療養費 （Ⅲ） 入院中の患者で在宅療養にそなえて一時的に外泊する場合	○厚生労働大臣が定める疾病等（別表第７：注１）と、特別管理加算（別表第８：注２）の対象者、その他外泊に当たり訪問看護が必要と認められる者に対してのみ可能で、主治医の指示が必要 ○管理療養費はなしで、加算は特別地域加算のみ ○外泊日数に関わらず１回（又は２回） ○訪問後結果的に退院ができなくなった場合も可			８，５００円/回
注１：別表第７～○末期の悪性腫瘍　○多発性硬化症　○重症筋無力症　○スモン　○筋委縮性側索硬化症　○脊髄小脳変性症　○ハンチントン病　○進行性筋ジストロフィー症　○パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ３以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))　○多系統萎縮症（線条体黒質				

変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群) ○プリオン病、亜急性硬化性全脳炎 ○ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー ○脊髄性筋萎縮症 ○球脊髄性筋萎縮症 ○慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ○後天性免疫不全症候群 ○頸髄損傷 ○人工呼吸器を使用している状態の者

注2：別表第8～在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者 在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態にある者 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 真皮を越える褥瘡の状態にある者 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

3. 訪問看護管理療養費

月の初日		7, 710円
訪問看護管理療養費2	月の2日目以降（1日につき）	3, 010円

4. その他療養費等

訪問看護情報提供療養費	情報提供療養費 1	厚生労働大臣が定める利用者の居住する市町村又は指定特定相談支援事業所等に対しての情報提供		1, 500 円/月
	情報提供療養費 2	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して保育所等と義務教育諸学校等との連携推進のため情報提供（前 6 月期間の定期的な訪問看護の実績必要）		
	情報提供療養費 3	保険医療機関や介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所し、在宅から療養の場所を変更する利用者に対して有機的な連携強化と継続した看護の実施を目的とした情報提供		
（備考）情報提供先の求めに応じ、かつ利用者及び家族の同意が必要				
訪問看護ターミナルケア療養費	自宅等で終末期を過ごしたいと希望される場合に、利用者の意思決定を基本に、少しでも安心、安楽に過ごされるよう訪問看護体制や多職種連携の強化を整え対応し、死亡日を含む 1 4 日以内に 2 回以上訪問看護を実施している場合（医療機関への搬送後 2 4 時間以内の死亡を含む）			
	ターミナルケア療養費 1	ターミナルケア療養費 2 以外		2 5, 0 0 0 円
	ターミナルケア療養費 2	特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している利用者		1 0, 0 0 0 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）		医療に従事する者に対する賃金の改善を評価		1, 0 5 0 円/月
訪問看護物価対応料	物価高への対応		月の初日	6 0 円
			月の 2 回目以降	2 0 円/回

5. 加算

難病等複数回訪問加算	1日に2回訪問した場合	同一建物内1～2人	4,500円
		同一建物内3人以上9人以下	4,000円
	1日に3回以上訪問した場合	同一建物内1～2人	8,000円
		同一建物内3人以上9人以下	7,200円
緊急時訪問看護加算	利用者の緊急の求めで、主治医（診療所又は在宅療養支援病院）の指示により緊急訪問を行った場合		2,650円/日
長時間訪問看護加算	一回の訪問時間が90分を超える場合（算定しない場合他の利用料に変えられる）	特別管理加算の対象者、特別訪問看護指示書交付期間、15歳未満の（準）超重症児	5,200円/回 （週1回）
		15歳未満の小児であって別表第8に掲げる者	5,200円/回 （週3回まで）
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児（6歳の誕生日前日まで）		1,300円/日
	上記のうち厚生労働大臣が定める基準のもの		1,800円/日
複数名訪問看護加算 （同一建物内1～2人の場合で） 3人以上の場合は別料金	看護職員が同時に看護職員等（准看護師を除く）と訪問（備考①～③）	週1回	4,500円
	看護職員が同時に同時に准看護師と訪問（備考①～③）	週1回	3,800円
	看護職員が同時にその他職員（看護補助者等）と訪問（備考③～⑤）	週3回	3,000円
	看護職員が同時にその他職員と訪問（備考①～②）	1日に1回	3,000円
		1日に2回	6,000円
		1日に3回	10,000円
	（備考）複数名訪問看護加算の基準 ①厚生労働大臣が定める疾病等（別表第7、別表第8）の者 ②特別訪問看護指示書の期間内で訪問看護を受けている者 ③暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ④利用者の身体的理由（重度、体重等）により1人の援助が困難な場合 ⑤その他利用者の状況から判断して、③④に準ずると認められる場合 ⑥利用者、家族の同意を得ている場合		
夜間・早朝訪問看護加算	利用者の求めに応じて行う訪問看護	夜間：18時～22時 早朝：6時～8時	2,100円/回
		深夜：22時～6時	4,200円/回
24時間対応体制加算	24時間いつでも電話連絡が可能で、看護に関する相談に応じ、必要時には緊急訪問を行う。		6,520円/月
特別管理加算 （重度）	次の状態にあるもの ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている ・在宅気管切開患者指導管理を受けている ・気管カニューレを使用している ・留置カテーテルを使用している		5,000円/月

特別管理加算	次の状態にあるもの ・在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている ・人工肛門又は人工膀胱を設置している ・真皮を越える褥瘡 ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している	2,500円/月
退院時共同指導加算	病院、介護老人保健施設、介護医療院に入院又は入所中の利用者が、退院又は退所に当たり主治医等と連携して在宅療養生活における必要な指導を行い、内容を文章で提供した場合（別表第7、8対象者は2回まで）	8,000円
特別管理指導加算	特別管理加算の対象者に対して、退院時共同指導加算に上乘せする	2,000円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等（別表第7）、特別管理加算（別表第8）の対象者、保険医が退院時に訪問看護が必要と認めた者に、訪問看護ステーションの看護師等が退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合	6,000円 又は8,400円 (別に定める状態で長時間の場合)
在宅患者連携指導加算	医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、訪問看護ステーションの看護師等が利用者や家族に指導等を行うとともに、その内容を他職種に2回以上情報提供した場合（利用者、家族の同意が必要）	3,000円/月
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	在宅療養中の通院困難な利用者の急変や診療方針の変更等に伴い、主治医の求めにより医療関係職種（注3）が利用者宅に赴き一同に会しカンファレンスを行うことにより、より適切な診療方針をたて、参加者間で診療方針の変更等の的確な情報を共有する	2,000円/月 (月2回まで)
注3：関係職種 ・在宅医療を担う保険医療機関の保険医等 ・歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等 ・訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師 ・介護支援専門員、相談支援専門員		
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護員等が医師の指示のもとに行う特定行為業務を円滑に行うための支援	2,500円/月
遠隔死亡診断補助加算	専門の研修を受けた看護師が、主治医の指示に基づいて、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合（事前同意が必要）	1,500円/月

【医療保険】 訪問看護ステーションはちみつ 精神科訪問看護利用料金表（金額は10割の場合）

令和8年6月現在

1. 療養費用の負担額

後期高齢者医療保険の方	1～3割負担	
その他の医療保険の方	被保険者証に記載の割合	3割負担
重度障害		回数、上限額設定
公費負担医療制度 （自立支援医療、被爆者健康手帳等）		上限額設定もしくは無料

2. 精神科訪問看護基本療養費 精神科訪問看護の対象者は、精神障害を有する者又はその家族等

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	保健師	週 3 日目まで		3 0 分未満 4, 2 5 0 円	3 0 分以上 5, 5 5 0 円	
	看護師					
	作業療法士	週 4 日目以降		3 0 分未満 5, 1 0 0 円	3 0 分以上 6, 5 5 0 円	
	准看護師	週 3 日目まで		3 0 分未満 3, 8 7 0 円	3 0 分以上 5, 0 5 0 円	
		週 4 日目以降		3 0 分未満 4, 7 2 0 円	3 0 分以上 6, 0 5 0 円	
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ） 「同一建物居住者」の同一日に複数の訪問看護利用者がある場合	保健師 看護師 作業療法士	同一日 2 人	週 3 日 目 ま で	3 0 分未満 4, 2 5 0 円	3 0 分以上 5, 5 5 0 円	
			週 4 日 目 以 降	3 0 分未満 5, 1 0 0 円	3 0 分以上 6, 5 5 0 円	
		同一日 3 人 以 上	週 3 日 目 ま で	3 0 分未満 2, 1 3 0 円	3 0 分以上 2, 7 8 0 円	
			週 4 日 目 以 降	3 0 分未満 2, 5 5 0 円	3 0 分以上 3, 2 8 0 円	
	准看護師	同一日 2 人		週 3 日目まで 5, 0 5 0 円	週 4 日目以上 6, 0 5 0 円	
		同一日 3 人 以 上		週 3 日目まで 2, 5 3 0 円	週 4 日目以上 3, 0 3 0 円	
	理 学 療 法 士 等	同一日 2 人		5, 5 5 0 円		
		同一日 3 人以上		2, 7 8 0 円		
	厚生労働大臣が定める疾病等（別表第 7：注 1）と特別管理加算（別表第 8：注 2）の対象者は週 4 回以上算定可能					
	精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ） 入院中の患者で在宅療養にそなえて一時的に外泊する場合	○厚生労働大臣が定める疾病等（別表第 7：注 1）と、特別管理加算（別表第 8：注 2）の対象者、その他外泊に当たり訪問看護が必要と認められる者に対してのみ可能で、主治医の指示が必要 ○管理療養費はなしで、加算は特別地域加算のみ ○外泊日数に関わらず 1 回（又は 2 回） ○訪問後結果的に退院ができなくなった場合も可				8, 5 0 0 円

注１：別表第７～○末期の悪性腫瘍 ○多発性硬化症 ○重症筋無力症 ○スモン ○筋委縮性側索硬化症 ○脊髄小脳変性症 ○ハンチントン病 ○進行性筋ジストロフィー症 ○パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ３以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）） ○多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群） ○プリオン病、亜急性硬化性全能炎 ○ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー ○脊髄性筋萎縮症 ○球脊髄性筋萎縮症 ○慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ○後天性免疫不全症候群 ○頸髄損傷 ○人工呼吸器を使用している状態の者

注２：別表第８～在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者 在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は、在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態にある者 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 真皮を越える褥瘡の状態にある者 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

３．訪問看護管理療養費

訪問看護管理療養費 (単一建物居住者２０名未満)	月の初日	７，７１０円
	月に２日目以降（１日につき）	３，０１０円

４．その他療養費等

訪問看護情報提供療養費	情報提供療養費 1	厚生労働大臣が定める利用者の居住する市町村又は指定特定相談支援事業所等に対しての情報提供	1, 500 円/月
	情報提供療養費 2	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して保育所等と義務教育諸学校等との連携推進のため情報提供（前 6 月期間の定期的な訪問看護の実績必要）	
	情報提供療養費 3	保険医療機関や介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所し、在宅から療養の場所を変更する利用者に対して有機的な連携強化と継続した看護の実施を目的とした情報提供	
(備考) 情報提供先の求めに応じ、かつ利用者及び家族の同意が必要			
訪問看護ターミナルケア療養費	自宅等で終末期を過ごしたいと希望される場合に、利用者の意思決定を基本に、少しでも安心、安楽に過ごされるよう訪問看護体制や多職種連携の強化を整え対応し、死亡日を含む 1 4 日以内に 2 回以上訪問看護を実施している場合 (医療機関への搬送後 2 4 時間以内の死亡を含む)		
	ターミナルケア療養費 1	ターミナルケア療養費 2 以外	2 5, 0 0 0 円
	ターミナルケア療養費 2	特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している利用者	1 0, 0 0 0 円

訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅰ)	医療に従事する者に対する賃金の改善を評価		1,050円/月
訪問看護物価対応料	物価高への対応	月の初日	60円
		月の2回目以降	20円/回

5. 加算

精神科複数回訪問加算	1日に2回訪問した場合	同一建物内1～2人	4,500円	
		同一建物内3人以上	4,000円	
	1日に3回以上訪問した場合	同一建物内1～2人	8,000円	
		同一建物内3人以上	7,200円	
長時間精神科訪問看護加算	一回の訪問時間が90分を超える場合	特別管理加算の対象者、精神科特別訪問看護指示書交付期間	5,200円/回 (週1回)	
		厚生労働大臣が定める者 (15歳未満の(準)超重症児、15歳未満の小児であって「別表8に掲げるものの	5,200円/回 (週3回まで)	
複数名精神科訪問看護加算 (同一建物内1～2人の場合で) 3人以上の場合は別料金	看護職員が同時に看護職員等(准看護師を除く)と訪問(備考①～③)	週1回	4,500円	
		週1回	3,800円	
		週3回	3,000円	
		1日に1回	3,000円	
	看護職員が同時にその他職員(看護補助者等)と訪問(備考③～⑤)	1日に2回	6,000円	
		看護職員が同時にその他職員と訪問(備考①～②)	1日に3回	10,000円
			(備考) 複数名精神科訪問看護加算の基準	
①厚生労働大臣が定める疾病等(別表第7、別表第8)の者				
②特別訪問看護指示書の期間内で訪問看護を受けている者				
③暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合				
④利用者の身体的理由(重度、体重等)により1人の援助が困難な場合				
⑤その他利用者の状況から判断して、③④に準ずると認められる場合				
⑥利用者、家族の同意を得ている場合				
⑦精神科訪問看護指示書の「複数名訪問の必要性」の欄に「あり」「理由」の記載があるもの				
夜間・早朝訪問看護加算	利用者の求めに応じて行う訪問看護	夜間:18時～22時	2,100円	
		早朝:6時～8時		
		深夜:22時～6時	4,200円	
24時間対応体制加算	24時間いつでも電話連絡が可能で、看護に関する相談に応じ、必要時には緊急訪問を行う。		6,520円	

特別管理加算 (重度)	次の状態にあるもの ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている ・在宅気管切開患者指導管理を受けている ・気管カニューレを使用している ・留置カテーテルを使用している	5,000円
特別管理加算	次の状態にあるもの ・在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている ・人工肛門又は人工膀胱を設置している ・真皮を越える褥瘡 ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している	2,500円
退院時共同指導加算	病院、介護老人保健施設、介護医療院に入院又は入所中の利用者が、退院又は退所に当たり主治医等と連携して在宅療養生活における必要な指導を行い、内容を文章で提供した場合（別表第7、8対象者は2回まで）	8,000円
特別管理指導加算	特別管理加算の対象者に対して、退院時共同指導加算に上乗せする	2,000円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等（別表第7）、特別管理加算（別表第8）の対象者、保険医が退院時に訪問看護が必要と認めた者に、訪問看護ステーションの看護師等が退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合	6,000円 又は8,400円 (別に定める状態で長時間の場合)
在宅患者連携指導加算	医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、訪問看護ステーションの看護師等が利用者や家族に指導等を行うとともに、その内容を他職種に2回以上情報提供した場合（利用者、家族の同意が必要）	3,000円/月
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	在宅療養中の通院困難な利用者の急変や診療方針の変更等に伴い、主治医の求めにより医療関係職種（注3）が利用者宅に赴き一同に会しカンファレンスを行うことにより、より適切な診療方針をたて、参加者間で診療方針の変更等の的確な情報を共有する	2,000円/月 (月2回まで)
注3：関係職種 ・在宅医療を担う保険医療機関の保険医等 ・歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等 ・訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師 ・介護支援専門員、相談支援専門員		

精神科重症患者 支援管理連携加 算	主治医が精神科在宅患者支援管理料 2 のイを算定する利用者	8,400 円/月 (ただし 6 月間)
	主治医が精神科在宅患者支援管理料 2 のロを算定する利用者	5,800 円/月 (ただし 6 月間)
看護・介護職員 連携強化加算	訪問介護員等が医師の指示のもとに行う特定行為業務を円滑 に行うための支援	2,500 円/月

【自費（保険外）】 訪問看護ステーションはちみつ その他の費用 料金表

令和 8 年 6 月現在

休日料金	営業日以外で訪問を行う場合（医療保険のみ）	1 5 0 0 円/日
死後の処置料	お亡くなりになった後、お身体の清拭や衣類の着替え、管や傷の手当てをしてお身体を整えます	1 5, 0 0 0 円
その他利用料	緊急的に傷の手当てや医療処置等が必要となり、ステーションの衛生材料を使用した場合の材料代（基本的に常時使用する衛生材料は、医療機関からの提供や利用者に準備していただきます） 例）ガーゼ：70 円/枚 ドレッシング剤：110～210 円/枚 防水フィルム：90～295 円/枚 他	
	薬の管理に関する料金（基本的に薬局による薬剤管理を勧めていますので、間に合わない場合等のみで、臨時処方に関しては含みません） 例）お薬カレンダー：70 円/枚 薬の一方化：20 円/包	

*衛生材料は、購入時の価格に基づき設定しているため、変動する可能性があります。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

指定訪問看護の開始にあたり、上記の重要事項を交付し、説明いたしました。

事業所 訪問看護ステーションはちみつ

説明者 _____

私は、訪問看護の利用に際し、重要事項の交付、説明を受け同意しました。

利用者 住所 広島県豊田郡大崎上島町 _____

氏名 _____

家族・代理人 住所 _____

氏名 _____ 続柄 _____